③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
④　暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑥　元請として受注し、平成20年度以降に契約履行が完了した以下の業務実績を有することとし、共同企業体であった場合は出資比率が50％以上のものに限る。
業務Ⅰ　延べ面積10,000㎡以上の業務施設または文化・交流・公益施設の建築設計業務（「業務施設」とは、平成21年国土交通省告示十五号（以下、告示十五号という）別添二第四号とする。「文化・交流・公益施設」とは、告示十五号別添二第十二号とする。）
業務Ⅱ　延べ面積5,000㎡以上の建築物の耐震改修の建築設計業務（延べ面積は改修前の緒元を対象とする。なお、耐震改修の工法は問わない。）
業務Ⅲ　市街地再開発事業に係る建築設計業務（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に定める事業をいう。）
業務Ⅳ　延べ面積10,000㎡以上の業務施設または文化・交流・公益施設の工事監理業務
業務Ⅴ　市街地再開発事業に係る建築物の工事監理業務
⑦　統括デザイン監修者の選任　デザインコンセプト・ガイドラインを作成し、デザインの方針を一貫して維持し、複数街区の調整を担う統括デザイン監修者を選任すること。統括デザイン監修者の要件は、竣工した建築物の建築設計について、デザイン能力を評価された賞の受賞歴と一級建築士の資格を要していることとする。なお、受賞案件の建築設計体制における役職や立場は問わない。また、統括デザイン監修者は管理技術者、各主任担当技術者との兼任は不可とする。

⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により、長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16.7.1付34―14）の別紙に示された「長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」によるものであること。
設計共同体協定書は３⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他
⑴　設計共同体の名称は「長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物基本設計等業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成30年４月23日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

東京地下鉄株式会社が発注する特別管理産業廃棄物（ＰＣＢ混入蛍光灯安定器）分別業務の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 30 年４月 23 日
東京地下鉄株式会社　電気部長　松田　　薫
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務の名称　特別管理産業廃棄物（ＰＣＢ混入蛍光灯安定器）分別業務
⑵　履行期間　契約締結日から平成31年１月15日までを予定する。
2　競争参加資格の申請方法　以下のホームページからご確認ください。
http://www.tokyometro.jp/corporate/business/procurement/bid/index.html
⑴　申請書の提出期間　平成30年４月23日（月）から平成30年５月17日（木）まで（必着）
3　競争参加者の資格及びその審査
⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　次の各号に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。
①　契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。
②　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。
③　他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。
④　正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。
⑤　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。
⑥　契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。
⑦　正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄㈱（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。
⑧　契約に関し、現に履行遅延となっていること。
⑨　契約の履行実績又はアフターサービスが著しく不良であったこと。
⑩　申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽を記載したこと。
⑪　①～⑦までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑸　暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力であること、又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。
4　資格審査結果の通知　「競争参加資格結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。
5　問い合わせ先　〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社　電気部電気契約制度課　電話番号03―3837―7197